

# 横浜市立井土ヶ谷小学校 いじめ防止基本方針

策定日 平成 26 年 3 月 1 日

改定日 令和 8 年 2 月 28 日

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1)いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定)

「横浜市いじめ防止基本方針」(令和7年5月改定)と同様の解釈

### (2)いじめ防止等の対策に関する基本理念

すべての児童は、大切な存在であり、かけがいのない社会の宝である。本校でも、学校教育目標「ともに輝きひびき合う子」を掲げ、一人ひとりの子どもたちが安心して豊かに学べる学校を目指している。

しかし、いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある。また、最も身近で深刻な人権侵害案件であり、児童の健やかな成長を妨げるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど重大な影響を与えるものである。

市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

### (3)いじめ防止にむけた基本方針

○あらゆる教育活動を通じ、「だれもが」、「安心して」、「豊かに」生活できる学校づくりを進める。

○児童が主体となって、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」社会をつくるという意識を育み、その発達段階に応じて自ら行動できるよう支援する。また、「横浜子ども会議」を通じて、代表児童が中学校ブロックや区で話し合ったことを全校で取り組む体制を整える。

○いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう学校全体が組織的に対応し、保護者、地域や学校運営協議会など、関係機関と連携し情報を共有しながら指導及び支援にあたる。

○いじめは絶対に許されないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、相談窓口を明示し、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて、児童一人ひとりの SOS のキャッチに努め、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

## 2 「いじめ防止対策委員会」の設置

### (1)委員会の構成

校長、副校長、養護教諭、教務主任、児童支援専任、特別支援教育コーディネーター、学年主任等。状況に応じて、心理(SC:スクールカウンセラー)や福祉(SSW:スクールソーシャルワーカー)の参加や助言を求める。

### (2)委員会の運営

「いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回、定期的に開催する。また、いじめの疑いのある段階で、迅速・機動的に委員会を開催し、適切に対応する。校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。また、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### (3)委員会の活動内容

- ・いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめ防止に係る様々な取り組みを実施するとともに、事案対処、取り組みの検証等を行う。
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、支援や指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する。
- ・いじめ防止基本方針の策定や見直しを行う。

## 3 いじめの未然防止・早期発見

### (1)学校風土づくり

- ・児童が主体となり、きまりを守る雰囲気づくりができるよう、規範意識を醸成する。
- ・いじめを「しない」「させない」「見逃さない」意識のある学級風土づくりに努める。

### (2)自己有用感の醸成

- ・授業や特別活動、児童会活動など、あらゆる教育活動の中で、一人ひとりが輝ける活躍の場をつくる。
- ・たてわり活動では、高学年が低学年のサポートをするなど、低学年から信頼される体験を積むことを通して、自己有用感を育むことができるようにする。

### (3)安心できる居場所づくり

- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、全教職員で研修を行い、指導の在り方に細心の注意を払う。

### (4)授業づくり

- ・重点研究の充実を図り、その成果を他教科にも波及させ、知的欲求を満たす授業の展開を工夫する。
- ・児童の実態を把握し、発問・板書等を工夫し、どの子も見通しをもって学習に取り組むことができるようなわかりやすい授業を行う。

### (5)人間関係づくり

- ・授業における学び合いを促進し、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- ・児童人権委員会が行っている挨拶運動を中心にしながら、大人が手本となり、全校児童の挨拶励行に対する意識を高め、互いを認め合える関係づくり、明るい雰囲気の学校風土づくりを推進する。

### (6)道徳心・人権感覚を高める

- ・実態に応じた道徳教育・人権教育全体計画を策定し、実践を進める。

- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を用い、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係を築けるようにする。
- ・横浜子ども会議をはじめとした児童会活動を中心に、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、具体的・主体的に話し合う機会をつくり、支援する。
- ・人権教室や人権週間などを計画的に行う。

#### (7)早期発見アンケート

- ・学級や学年で日頃から児童を見守り、信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や SOS を見逃さないようアンテナを高く保ち、得た情報を職員で共有する。
- ・「学校いじめ解決一斉キャンペーンアンケート」や「横浜プログラムアセスメントアンケート」を実施して、いじめの実態を把握する。
- ・アンケート実施後、気になる児童にはすみやかに声をかけ、児童支援専任や管理職に報告する。
- ・「すぐる」の出欠確認、「L-Gate」のセクハラ相談、「St☆dy Navi」での健康観察等を通して、児童がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。
- ・情報モラル教育の推進による児童の意識向上及び保護者への啓発に努める。

#### (8)年間計画

月	内 容
4月	第1回いじめ防止対策委員会 申し送り(実態把握) 南中学校ブロック専任会 校内委員会で特別支援の確認 地域訪問 学校説明会でいじめ防止基本方針の説明
5月	第2回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 いじめ早期発見のための生活アンケート実施(記名式・教育相談)
6月	第3回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 防犯教室実施(1~4年) 第1回南中学校ブロック学校運営協議会 YPアセスメントの実施①
7月	第4回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 横浜子ども会議(南中学校ブロック会議)南中学校ブロック専任会 個人面談(時期の変動有) 横浜プログラム(SOSの出し方)の実施
8月	第5回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 いじめに関する研修 横浜子ども会議(代表児童が参加→話合いの内容を全校で共有) 児童支援専任、生徒指導専任教諭夏季研修会をもとに いじめ防止研修
9月	第6回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握
10月	第7回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 南中学校ブロック専任会
11月	第8回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 YPアセスメントの実施(児童理解)
12月	第9回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 人権週間 いじめ解決一斉キャンペーン(無記名・教育相談) 個人面談(時期の変動有)
1月	第10回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 YPアセスメントの実施② 第2回南中学校ブロック学校運営協議会 児童、保護者へ学校生活アンケート(学校評価)
2月	第11回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 スマホ安全教室(4・5・6年) いじめ防止基本方針の見直し
3月	第12回いじめ防止対策委員会 児童の実態把握 申し送りの作成 取組の振り返り

- ・ほかに、特別支援教育委員会、学年研、カウンセラー相談等を通して、児童の実態把握に努める。

## 4 いじめに対する措置

### (1)いじめの認知

- ・いじめの疑いがあった段階で、「いじめ防止対策委員会」が中核となり速やかに組織的対応を行う。
- ・いじめを受けた側、いじめを行った側の双方から話を聞き、情報共有と支援、指導を行う。
- ・「いじめ対応情報管理システム」を活用した記録、情報共有等を行う。
- ・いじめを受けた児童と保護者に寄り添い対応する。
- ・いじめを行った児童への指導・支援を行い、保護者に対応する。
- ・警察署、児童相談所等の関係機関と連携し、再発防止に努める。
- ・いじめが起きた集団へは、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる集団への指導を行う。

### (2)教職員等への研修

- ・『「いじめ」根絶！横浜メソッド』等を活用し、「いじめ防止対策研修」を定期的に行う。
- ・「児童理解研修」を行い、児童の様子や、児童の心理や行動の背景にある人間関係の把握に努める。

### (3)学校運営協議会等活用

- ・保護者と地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」、地域の民生委員・主任児童委員が参加する「南中学校ブロック専任会」を活用し、いじめの問題等、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。個人情報に配慮して、アンケート結果やそれに伴う対応を共有する。

### (4)いじめの解消

- ・いじめの解消には、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ① いじめの行為が少なくとも3か月は止んでいること。
  - ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・解消した後も、日常生活を見守り、定期的な相談活動を実施する。

## 5 いじめ重大事態への対処

### (1)重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

- ・事実関係が確定した段階ではなく、「いじめにより重大な被害が生じた疑い」、「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の段階を重大事態とする。

### (2)重大事態の報告

- ・重大事態が発生した時は、直ちに横浜市教育委員会に報告する。調査において明らかになった事実についても横浜市教育委員会に報告する。

### (3)重大事態の調査

- ・「いじめ防止対策委員会」が中核となり、関係者への聞き取り等で事実関係を明確にするための調査を行う。また、横浜市教育委員会の指示がある場合はその指示のもと進めていく。

#### (4)児童・保護者への報告

- ・調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を、児童のプライバシーに配慮するなど関係者の個人情報に配慮し、適切に提供する。
- ・調査結果については、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

#### (5)重大事態の再発防止

- ・学校は、いじめに対する組織体制や対応の流れについて点検し、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う。
- ・職員一人ひとりが、改めて児童理解に努め、道徳教育や人権教育の見直しを行う。
- ・保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくりに励み、相談への適切な対応を行う。